

半田市公有地等への太陽光発電設備導入事業 回答書

回答日：令和8年5月29日

以下のとおり回答します。

質問項目

- ①半田市公有地等への太陽光発電設備等導入事業仕様書 1-(3)-契約単価（カ、ク）
- ②半田市公有地等への太陽光発電設備等導入事業仕様書 1-(3)-契約単価（ウ、カ）
- ③工事における土壌及び地下水汚染に関する確認
- ④太陽光発電設備の設置位置に関して
- ⑤太陽光発電設備におけるフェンス型の定義
- ⑥協力事業者の範囲に関して
- ⑦半田市公有地等への太陽光発電設備等導入事業仕様書 1-(2)-オ

回答内容

- ①仕様書 1-(3)-カにおいて「契約単価には設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする」とあります。また、実施要領 9-(1)-キにおいて、提示する単価は消費税及び地方消費税を含めた額（税込）との指定がございます。
本事業は「オフサイト PPA」による電力供給であるため、一般送配電事業者に支払う「託送料金（接続供給料金）」が発生いたします。
当社は小売電気事業者として、この託送料金および消費税につきましては、ご提示する契約単価の中に内包して平準化することを想定しております。
一方で、1-(3)-クにおいて「今後の社会経済状況に著しい変化があった場合等については、契約単価の見直しを協議できるものとする」とございますが、将来的に一般送配電事業者による正式な託送料金の改定（引き上げ・引き下げ）があった際には、この「著しい変化等」に該当するものとして、客観的な改定実費（消費税相当額を含む）に基づき、契約単価を連動して改定（スライド適用）いただけるという認識でよろしいでしょうか。
- ②法令に基づく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の取扱いについて、再エネ賦課金は毎年国によって一律に単価が改定される公租公課的な性質のものであり、通常の電気契約においては電力料金単価とは別建て（外出し）で適用・精算されることが一般的です。
本事業の性質上、国一律の法改正に伴う将来の賦課金変動リスクを事業者の契約単価に予め内包（固定化）することは、実質的な電気料金負担の公平性・透明性を欠

く懸念がございます。

つきましては、再エネ賦課金については本事業の契約単価には内包せず、通常の電気契約と同様に単価とは別建て（外出し）で適用・精算させていただき運用で貴市の認識に相違ないか、ご教示ください。

【①・②回答】

①・②につきまして、法改正等に基づく改定（引き上げ・引き下げ）がある場合、改定された金額を基に契約単価を連動して改定（スライド適用）することを見込んでおります。

環境省等が例示しているオフサイト PPA を利用した電気料金の算定方法を参考にしてください。※<https://www.env.go.jp/earth/off-site%20corporate.pdf>

- ③一般廃棄物最終処分場敷地内において土壌及び地下水汚染が確認されているとの発表があります。今回の発電事業を実施するにあたり、敷地内に電柱の建設や杭の設置による土地改変をする場合、土壌汚染がある可能性に十分に配慮し、愛知県や半田市の指示を受けながら実施することで最小限の改変を実施することとして問題ないでしょうか。

【回答】

該当敷地において、土地の掘削等の実施が可能かどうかを事前に愛知県に確認し、指示を受けてください。

また、愛知県の実施許可がおりた場合は、その旨がわかる書類を、半田市環境課ごみ減量担当（施設管理者）まで提出してください。

- ④別紙 1 にて太陽光発電設備の設置位置が定められておりますが、一般廃棄物最終処分場敷地内の建物や設備の屋根等に太陽光発電設備の設置を可能と判断する場所がある場合、提案に含めてよいでしょうか。

【回答】

問題ありません。

- ⑤評価基準において、「公有地においては、フェンス型の提案ができるか」との記載がありますが、フェンス型とはどのような形態の発電設備を指すか定義をお示しください。

【回答】

フェンス型とは、垂直に設置する「ソーラーフェンス」としております。（類似形状も可とします。）

「ソーラーフェンス」でも、ソーラーパネルを囲うためのフェンスの設置が義務付けられているか経済産業省資源エネルギー庁のガイドラインで確認し、必要な措置を講じてください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_le

⑥協力事業者とは、EPC 事業者やその下請けとなる実際に工事を行う施工業者まで含めてよいのでしょうか。また、過去の類似実績においては代表事業者に限定されるのでしょうか。

【回答】

実施体制に含めてください。なお、「協力事業者届出書（様式8）」の過去の類似実績では、代表者に限定しておりません。

⑦仕様書 1-(2)-オにおいて、「供給する電力は、供給先の契約種別において低圧電力で契約している施設から供給を開始すること」とあります。この「供給を開始する」という表現の意図について、以下のいずれの認識であるかご教示ください。

【解釈 A：発電電力の割り当て（充当）順位について】

30 分ごとの発電実績電力量を各対象施設へ後から按分・整理する事務処理において、高圧施設よりも低圧施設に対して優先的に再エネ電力を割り当て（融通）してほしいという、データ処理上の優先順位の指定。

【解釈 B：電力供給先の選定優先順序について】

今回の公募における電力供給先を選定するうえで、高圧契約施設よりも低圧契約施設に優先的に選定することという施設選定順位の指定。

【回答】

解釈 B となります。詳細については、高圧契約施設は、現在の電気料契約の中で割引契約を結んでいるため、契約終了日の切り替えに伴い、優先的に低圧施設から供給開始をするものです。